

## 「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」に基づく施策のフォローアップについて

平成29年6月1日

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
Ⅲ. 重点プロジェクト(施策群)について		
1. 開発途上国感染症対策強化プロジェクト		
<p>(1)グローバル・ヘルス・ガバナンスの新たな枠組みの構築への主導的貢献</p>	<p>○ 先般の西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大の際の国際機関等の対応を踏まえ、本年G7議長国として、国連ハイレベルパネルの報告書等も踏まえ、感染症対策のためのグローバル・ヘルス・ガバナンスの在り方、特に、今後の感染症危機対応に係る国際機関の役割分担や対処の仕組みに関する基本的な考え方について、一定の結論が得られるよう、国際的な議論を主導するとともに、また、公衆衛生危機への対応と準備に関するWHO内の指揮系統能力の強化等を行うWHO改革を支援する。</p> <p>○ その際には、感染症の拡大規模や発生国の対応の能力の程度に応じた国際機関の役割分担、人材・物資・資金を迅速・効果的に支援が必要な現場に届けるための国際機関、ドナー・開発途上国、NGO等のコーディネートの仕組み、説明責任の確保方策、研究開発(R&amp;D)の促進体制、保健システムの強化に向けた開発途上国の支援方策等について方針を取りまとめるべく検討・調整を進める。</p> <p>○ また、こうした基本的な考え方に基づき、国際的な対応が十全に機能する具体的な体制が整備されるよう、G7後も引き続き、積極的な貢献を果たしていく。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 平成28年G7議長国として、グローバル・ヘルス・ガバナンス(アーキテクチャ)の枠組みを含む公衆衛生危機への対応と準備に関する議論を主導し、WHOと国連人道問題調整事務所(OCHA)等人道支援機関とが連携した健康危機対応の手順書(SOP)の策定につなげた。【外務省】【順調】</p> <p>○ G7伊勢志摩サミットに先立ち、安倍総理は、国際保健機関に対して新規約11億ドルの拠出を表明した。平成28年5月のG7伊勢志摩サミットにおいては、①公衆衛生危機時における対応力の強化、②危機への備えにも資するUHCの推進等を柱とする「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」、同年9月のG7神戸保健大臣会合においては、「神戸コミニケ」を採択し、グローバル・ヘルス・アーキテクチャの強化の必要性を確認した。平成28年8月の第6回アフリカ開発会議(TICADVI)の成果文書「ナイロビ宣言」においても保健課題を取り上げ、感染症対策強化の方向性を共有した。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】【順調】</p> <p>○ WHO改革の議論を主導し、WHOの公衆衛生危機への対応強化の支援として、30億円(0.25億ドル)を拠出した(平成28年度第2号補正予算)。【厚生労働省】【順調】</p>
<p>(2)WHOの緊急対応基金等及び世界銀行によるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築への貢献</p>	<p>○ 感染症危機時のファイナンスメカニズムとして機能するWHOの「緊急対応基金」(CFE)と世界銀行の「パンデミック緊急ファシリティ」(PEF)については、CFEに対する支援を通じ、WHOの緊急対応強化の取組に積極的に貢献するとともに、PEFの立ち上げに際しても、我が国としてふさわしい貢献を行う。また、その際に、それぞれが重複なく相互補完的に機能することが重要であることから、WHOと世界銀行間の調整が円滑に進むよう、関係省庁が連携し様々な機会を捉えて、我が国の考え方を示し、これらの実現に向けて両機関における検討に日本として寄与する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>○ CFEに対する支援として、約12億円(0.1億ドル)を拠出した(平成27年度補正予算)。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ PEFの制度設計について、日本は、CFEとの重複回避や相互補完性の確保も念頭に、世界銀行・WHOを交えた調整・協議に尽力した。その結果を踏まえ、平成28年5月のG7財務大臣会議(仙台)において世界銀行よりPEFの設立が発表され、これに合わせて日本は世界に先駆けPEFに対して3年間で5,000万ドルの拠出を表明した。平成28年10月には、日本からの拠出に係る合意文書を世界銀行と締結し、初年度の貢献として18億円(1,500万ドル相当)を拠出した。平成29年度当初予算においても所要の資金を計上した。【財務省】【順調】</p>
<p>(3)開発途上国の感染症対策に係る官民連携プラットフォーム(仮称)の設置</p>	<p>○ 高度な医療技術を有する日本の医療業界等と我が国政府が官民一体となって、様々な国際的な団体とともに、国際的な感染症対策により一層貢献し、併せて我が国の医療業界等の新たな市場開拓に資する観点から、「開発途上国の感染症対策に係る官民連携プラットフォーム(仮称)」(以下「官民連携プラットフォーム」という。)を設置する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 平成28年4月21日に、関係省庁、JICA、AMED、国内医薬品・医療機器関連団体等から構成される「開発途上国の感染症対策に関する官民連携会議」(以下「官民連携会議」という。)を設置し、計3回開催した(第1回:平成28年4月21日、第2回:平成28年8月10日、第3回:平成29年2月22日)。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(3) 開発途上国の感染症対策に係る官民連携プラットフォーム(仮称)の設置</p>	<p>○ 官民連携プラットフォームは、関係省庁、独立行政法人国際協力機構(JICA)、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)、国内医薬品・医療機器関連団体等を構成員とし、必要に応じ、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)、グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund)、Gaviワクチンアライアンス等の参加を求め、開発途上国における感染症を取り巻く保健ニーズ等に関する情報収集を行いつつ、開発途上国に対する治療薬・診断薬・ワクチン及び防護服等の資機材の提供可能性やその効果的かつ継続的な提供方法、資機材の技術的支援を含むデリバリーシステムの在り方、これらの支援に関する現地での関係機関の連携の在り方等について検討・調整を行い、関係機関によるその円滑な実施を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 官民連携会議において、これまで集積された途上国の保健ニーズ情報に加え、途上国の現地での調査を実施し、日本の感染症に係る医薬品等の展開に当たっての課題を整理した上で、具体的な対応策について検討を行い、国際的な感染症対策への一層の貢献及び我が国の医療業界等の市場開拓を推進していく。また、関係省庁等が連携しながら、今夏を目途に緊急時における未承認薬の途上国への提供スキームの構築を進め、国際感染症危機時における日本の国際協力をさらに推進していく。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>
<p>(4) 開発途上国に対する医薬品の迅速・円滑な供給の促進等</p>	<p>○ 我が国で開発された感染症治療薬等の円滑な供給を目指し、国際薬事規制調和戦略に基づき、日米欧の規制当局が参加する医薬品規制調和国際会議(ICH)で医薬品の規制調和のためのガイドラインを共同で策定し、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 感染症に係る革新的医薬品の開発・承認において、先駆け審査指定制度の活用や独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の優先対面助言の対象とすること等により迅速な開発を図るとともに、供給に際しては、供給先国との協定の締結等により、緊急時を含め、当該医薬品の円滑な供給体制を整備する。【厚生労働省】</p> <p>○ 感染症危機時に緊急に開発が必要となった医薬品について、官民連携プラットフォームの下に設置する「開発促進チーム」(関係省庁、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)、グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund)、当該医薬品メーカー等)において、臨床研究の支援策・供給体制等について、迅速に検討の上、その実施を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 各種感染症対策に係る我が国が有する診断から治療・予防までの一連の製品・技術等について、官民連携プラットフォームでの検討・調整を行いつつ、パッケージ化し、「日本発」の製品の国際展開を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ ICHで新薬の承認審査や安全対策等に関するガイドラインを策定するとともに、日本もセミナー等を開催して諸外国への普及を図った。【厚生労働省】(順調)</p> <p>○ 平成27年度に、新規の作用機序のインフルエンザ感染症治療薬を、先駆け審査指定制度の対象品目に指定した。</p> <p>○ 平成28年度に、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議で、薬剤耐性感染症未承認薬迅速実用化スキームの実施に向けた議論を行うとともに、その検討状況を官民連携会議において報告した。【厚生労働省】(順調)</p> <p>○ 平成27年の中南米でのジカウイルス感染拡大を受けて、ワクチン等の開発を促進するため、ジカウイルス感染症に関するワクチンの開発促進チーム等を開催(第1回:平成28年2月23日、第2回:平成28年8月31日)し、関係省庁及び企業等から必要な情報を集約/共有の上、該当するワクチン等に対する具体的な支援策等の検討を行った。【内閣官房、外務省、厚生労働省】(順調)</p> <p>○ 平成28年4月21日の第1回官民連携会議において、日本発の多剤耐性結核の検査法及び治療薬を組み合わせた国際展開と今後の方針について厚生労働省より報告するとともに、同年8月10日の第2回官民連携会議では、既に開始しているアフガニスタンやフィリピン等への展開状況についてJICAより報告し、日本発の多剤耐性結核の診断法及び治療薬のパッケージ化による展開について官民のステークホルダーの間で活発な議論を行った。【内閣官房、外務省、厚生労働省】(順調)</p> <p>○ 引き続き、ICHでのガイドラインの策定するとともに、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 現在、試行実施している先駆け審査指定制度について、今後の本格実施に向けて準備を進める。【厚生労働省】</p> <p>○ 薬剤耐性感染症未承認薬迅速実用化スキームの実施に向けて準備を進める。【厚生労働省】</p> <p>○ 今後も国際的に脅威となる感染症の発生状況等に応じ、緊急に医薬品の開発が必要となった場合には「開発促進チーム」を開催し、必要な対応策等を検討・実施していく。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 診断法及び治療薬を組み合わせた国際展開については、引き続き官民連携会議において、官民が連携して必要な支援を検討していく。また、他の医薬品等の国際展開についても、同会議の枠組みの下、開発途上国における日本の医薬品等の利用促進に向けた課題及びその対応策を検討し、適宜実施していく。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
(4) 開発途上国に対する医薬品の迅速・円滑な供給の促進等	<p>○ 本年4月に設置されるPMDAの「アジア医薬品・医療機器薬事トレーニングセンター」において、アジア規制当局のニーズ等に応じ、我が国の知見及び我が国で開発された感染症治療薬の副作用情報を積極的に情報提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用を支援する。【厚生労働省】</p>	<p>○ PMDAのアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、感染症治療薬に関連するトレーニングを提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用推進を支援する。【厚生労働省】</p> <p>○ また、引き続き、PMDAホームページにおける感染症治療薬の副作用情報の提供の実施、並びに、アジア各国の安全性情報提供コンタクトポイントの開拓を進める。【厚生労働省】</p>
(5) -1 グローバルファンドによる三大感染症対策への支援	<p>○ 2000年の九州・沖縄サミットで日本が提唱し、2002年にエイズ・結核・マラリアの三大感染症対策のための資金支援機関として設立された「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)」について、2012年から2016年までの5か年計画で開発途上国における三大感染症から1,000万人を救うことが目標とされている中で、我が国として、第4次増資期間(2014年～2016年)も引き続き支援を推進し、開発途上国における三大感染症の予防・治療・ケアの実現や保健システム強化の促進を遅滞なく進める。【外務省】</p> <p>○ また、次期増資期間(2017年～2019年)については本年第5次増資会合が開催される予定であるところ、昨年12月の第5次増資準備会合における議論等を踏まえ、我が国として適切な支援を行う。【外務省】</p>	<p>○ グローバルファンド理事会における議論を通じて、保健システム強化推進の重要性について、幅広い理解を得るべく積極的に発言した。その結果、2017-2022年戦略において、4つの柱の一つとして「強靱かつ持続可能な保健システムの構築」が掲げられ、今後の案件がこれに基づき行われることとなった。【外務省】【順調】</p> <p>○ 2016年5月、G7伊勢志摩サミットに先立ち、日本政府は、グローバルファンド「生みの親」であり、主要ドナー国として、引き続き、貢献していく我が国の決意を示す適切な支援を行うため、グローバルファンドに対して、第5次増資に向け当面8億ドルを拠出することを決定した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成27年度及び同28年度における我が国の対グローバルファンド拠出額は以下のとおり。 平成27年度 1.79億ドル拠出 平成28年度 2.71億ドル拠出 【外務省】【順調】</p> <p>○ 政府は、グローバルファンド増資に向けた当面8億ドルの拠出表明の着実な履行等により、グローバルファンドを通じて、三大感染症対策や保健システムの強化に向けて貢献していく。【外務省】</p>
(5) -2 Gaviワクチンアライアンスによる予防接種活動等への支援	<p>○ 開発途上国の予防接種率の向上により、子どもたちの命と健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップである「Gaviワクチンアライアンス」について、その活動により平成32年までに1,200万人以上が救われることを目指すとの目標(平成26年実績710万人)に向け、5価ワクチン(ジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎、インフルエンザ菌b型(Hib))、黄熱病、麻しん等のワクチン及び新型ワクチン(肺炎球菌、ロタウイルス)の普及支援や予防接種の普及を効果的に行うための保健システムの強化等を行うため、我が国として支援を推進し、費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的な取組の実施を支援する。【外務省】</p>	<p>○ 平成27年度は、エボラ出血熱の影響で保健システムが機能不全に陥ったことにより、予防接種活動が停滞し、麻疹の流行が発生した西アフリカ諸国と、感染拡大のおそれが高い近隣国において、緊急の予防接種の実施、また、予防接種が効率的に実施されるための保健システム強化のため、20.6億円(約1,876万ドル)を拠出した。また、平成28年度は、アンゴラ等アフリカを中心に広がる黄熱が中国にも拡がり、世界への感染拡大が懸念される中、黄熱の効果的な予防のため、感染拡大地域での黄熱ワクチン接種活動支援等に対し、23億円(約1,917万ドル)を拠出した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 政府は、2016年から2020年のGaviワクチンアライアンス増資期間の間に9,500万ドルの資金協力を行うことを予定している。費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的取組を実施しているGaviワクチンアライアンスへの拠出を通じて(1)乳幼児死亡率の削減、(2)2016年から2020年の間で3億人の子どもの予防接種を行い、500-600万人の命を救うことに貢献する。【外務省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(5)－3グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund)等を通じた新薬開発等の促進</p> <p>○ 平成24年11月に外務省、厚生労働省、内資系製薬企業及びゲイツ財団の官民パートナーシップにより設立されたグローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund)について、我が国の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、喫緊の課題となっている開発途上国向けの顧みられない熱帯病(NTDs)、結核、マラリア等の医薬品研究開発を官民連携で促進するため、我が国として支援を推進し、開発途上国向けの医薬品の研究開発支援及び供給準備・供給支援を行う。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が研究管理を行う「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)・アフリカにおける顧みられない熱帯病(NTDs)対策のための国際共同研究プログラム)において、現地ニーズに基づいた治療薬・診断薬・ワクチンの開発等のための国際共同研究を推進する。【外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ NTDs等の途上国を中心に蔓延し国際的な対応が求められている疾病についての研究開発を促進するため、平成27年度補正予算において外務省・厚生労働省合わせて約14億円(約0.13億ドル)を拠出した。この支援を通じて、診断薬・治療薬・ワクチン等の研究開発の助成件数が増加した。また、効果的な医薬品の研究開発支援及び供給準備・供給支援に向けGHIT Fund及び国連開発計画(UNDP)と協議を進めた。【外務省、厚生労働省】【おおむね順調】</p> <p>○ GHIT Fundによる研究開発への官民合わせた投資決定実績は、以下のとおり。【外務省、厚生労働省】【おおむね順調】</p> <p>平成27年度(2015年度)については、NTDs、マラリア、結核に対する治療薬、診断薬、ワクチンの研究開発に、25件、総額17.7億円(約0.16億ドル)</p> <p>平成28年度(2016年度)については、NTDs、マラリア、結核に対する治療薬、診断薬、ワクチンの研究開発に、18件、総額36.4億円(約0.30億ドル)</p> <p>合計、43件、54.1億円(約0.46億ドル)</p> <p>○ 平成29年1月の「感染症対策イノベーション連合」(CEPI)の設立に貢献した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ SATREPSにおいては、平成27年度には継続課題11件、新規採択課題2件を支援、平成28年度には継続課題12件、新規採択課題2件を支援し、研究を着実に推進した。【文部科学省】【順調】</p> <p>○ アフリカにおける顧みられない熱帯病(NTDs)対策のための国際共同研究プログラムにおいては、継続課題3件を着実に推進するとともに、TICAD VIの開催に合わせた関連イベントを平成28年7月～9月にかけて3件開催し、感染症と公衆衛生に関する日本とアフリカ諸国のネットワーク構築等についてアクションプランが承認された。【文部科学省】【順調】</p>	<p>○ 政府は、GHIT Fund等に対し1億3,000万ドルの資金貢献を行う方針であり、同拠出表明の着実な履行等を通じて、今後も、開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発等を促進することにより、開発途上国における保健衛生の向上を目的とした国際貢献を行う。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ CEPIへの資金拠出を通じて、日本が有するシーズをもとにしたジカウイルスワクチンの開発を促進する。【厚生労働省】</p> <p>○ SATREPSにおいては、平成29年度新規課題を採択し、継続課題12件とともに着実に推進する。【文部科学省】</p> <p>○ アフリカにおける顧みられない熱帯病(NTDs)対策のための国際共同研究プログラムにおいては、平成29年度中に新規課題の採択を予定しており、継続課題3件とともに着実に推進する。【文部科学省】</p>
<p>(5)－4クラウドファンディングの活用等による国民的支援の推進</p> <p>○ 感染症に係る国際機関の取組に対して国内のNGO等が共同して国民や企業に対して広く行うクラウドファンディング等による援助や企業が発行するワクチン債等による支援について、官民連携プラットフォームの場も活用し、その活性化を促進する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 「クラウドファンディングを用いた感染症対策にかかわる新たな資金調達スキーム案」などを事例として、GHIT Fundとの連携について官民連携会議等の場を活用しながら活性化を促進した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 現在検討が進められている取組を参考に、引き続き、新たなファンディングスキームをNGO等とも共同の上、その活性化を促進する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>
<p>(5)－5薬剤耐性(AMR)グローバル・アクション・プラン達成に向けたAMR対策支援の推進</p> <p>○ 昨年5月にWHO総会で採択された「薬剤耐性(AMR)グローバル・アクション・プラン」では、その加盟国が2年以内に国家行動計画を策定し、その履行状況を報告するよう求めている。本年3月に策定する「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」に基づき、WHO及びOIEがAMRに対する国際的な取組を促進するためのコミットメントの強化を支援するとともに、特にアジアに関して、薬剤耐性に係るサーベイランス、感染予防・管理等に関する国際協力を積極的に推進する。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>○ 「薬剤耐性(AMR)に関する検討調整会議」等での検討を経て、平成28年4月5日に開催した「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において、薬剤耐性対策に関する今後5年間の包括的な国家行動計画として「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」を決定し、これに基づき、AMR対策の強化を図った。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】【順調】</p> <p>○ 詳細は、別途実施した「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」のフォローアップを参照。</p>	<p>○ 詳細は、別途実施した「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」のフォローアップを参照。</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
<p>2. 国際感染症対応人材育成・派遣プロジェクト</p>		
<p>(1)「国際感染症等対応人材登録システム」の創設等</p> <p>○ 国際的に脅威となる感染症に対する我が国の人的支援を強化するため、感染症が発生・拡大している国へ派遣される国際緊急援助隊・感染症対策チーム(JDR: Japan Disaster Relief Team・Infectious Diseases Response Team)の隊員候補となる人材の登録を推進するとともに、国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材(政策人材・技術人材)を育成・確保するため、内閣官房・外務省・文部科学省等の関係省庁の協力も得つつ、厚生労働省等においてその育成強化・情報集約の方策を早急に検討し、早期に取組を開始する。その上で、それぞれの仕組み等について、「国際感染症等対応人材登録システム」として、関係者に登録を勧奨するとともに、情報共有を図りつつ、平成32年度には、500名の登録者数を目指す。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの隊員候補となる人材の登録を推進した。(登録人数:141名(平成29年3月現在))【外務省】【順調】</p> <p>○ 厚生労働大臣の強い指示で設置された「国際保健に関する懇談会」において、人材育成の在り方を検討し、平成28年5月に報告書を取りまとめた。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 上記報告書を踏まえ、我が国の国際保健政策人材を戦略的に養成するため、当該人材の国際的組織への送出しや、国内組織での受入れを支援する司令塔機能を担う「グローバルヘルス人材戦略センター(仮称)」を設置するための経費を平成29年度当初予算に計上した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材の情報集約を行った。(国際機関職員等:219名(平成28年2月現在)、感染症研究国際展開戦略プログラム(J-GRID)の海外研究拠点人材:23名(平成29年3月現在))【文部科学省、厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 平成32年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録に向け、関係各省において以下の人材登録に係る取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの隊員候補となる人材の登録について、関係省庁・機関、関連学会等を通じて応募勧奨を引き続き実施する。【外務省】</li> <li>・ 平成29年度中にグローバルヘルス人材戦略センター(仮称)を設置し、国際保健人材の育成戦略を検討していく。【厚生労働省】</li> <li>・ J-GRIDの関係者に登録を勧奨する。【文部科学省】</li> </ul>
<p>(2)国際感染症等対応人材の育成</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チーム及び厚生労働省等において育成強化・情報集約される人材の育成のため、臨床、疫学、検査・診断、ロジスティクス、マネジメント及び国際保健政策等の分野ごとに求められる適性を明確にしつつ、横断的な視点も含め、関係機関(国立研究開発法人国立国際医療研究センター(NCGM)、国立感染症研究所、JICA等)が連携した効果的な人材育成プログラムを整備し、研修を計画的に実施するとともに、大学における感染症に関する人材育成を推進する。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者に対し、導入研修 2回(平成28年2月、10月)、機能別研修3回(公衆衛生対応(平成28年7月)、診療・感染制御(同年9月)、ロジスティクス(平成29年1月))を実施した(5回、延べ136名)。研修計画の策定、実施に当たっては、感染症に関する専門的知見を有する関係機関所属の専門家の意見、知見を取り入れている。【外務省】【順調】</p> <p>○ 厚生労働大臣の強い指示で設置された「国際保健に関する懇談会」において、人材育成の在り方を検討し、平成28年5月に報告書を取りまとめた。【厚生労働省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 上記報告書を踏まえ、我が国の国際保健政策人材を戦略的に養成するため、当該人材の国際的組織への送出しや、国内組織での受入れを支援する司令塔機能を担う「グローバルヘルス人材戦略センター(仮称)」を設置するための経費を平成29年度当初予算に計上した。【厚生労働省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの海外研究拠点での基礎的研究、実務研修等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を着実に実施した。平成27年度に8名、平成28年度に16名が実務研修を受講した。【文部科学省】【順調】</p>	<p>○ 平成32年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録に向け、関係各省において以下の人材育成に係る取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者に対し、平成29年度は導入研修(2回程度)及び機能別研修(疫学、検査等)の実施を予定している。また、初年度の研修実施から得られた課題を踏まえ、今後の研修を実施する。【外務省】</li> <li>・ 平成29年度中にグローバルヘルス人材戦略センター(仮称)を設置し、国際保健人材の育成戦略を検討していく。【厚生労働省】&lt;再掲&gt;</li> <li>・ 引き続き、J-GRIDにおけるアジア・アフリカの海外研究拠点での基礎的研究、実務研修等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を図る。【文部科学省】</li> <li>・ 各省横断的な国際感染症対応に係る人材育成プログラムの開発を行う。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】</li> </ul>

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(2)国際感染症等対応人材の育成</p> <p>○ その研修の一環として、厚生労働省の「感染症危機管理専門家養成プログラム」及び国立感染症研究所の「実地疫学専門家養成コース(FETP-J)」による海外派遣機関や国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が研究管理を行う「感染症研究国際展開戦略プログラム(J-GRID)」のアジア・アフリカ諸国の研究開発拠点の活用等により、海外における実務研修を行う。【文部科学省、厚生労働省】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、感染症対策チーム支援委員会及び作業部会において課題検討を行うとともに、派遣要員登録者に対し、国際緊急援助一般に関する導入研修及び専門分野に応じた機能別研修を順次実施する。【外務省】</p> <p>○ 感染症対応の専門的知見を有する自衛隊の医官等の増員及び能力の向上を図るため、研修の拡充や研修修了後の継続的な技能維持方を検討する。【防衛省】</p>	<p>○ 感染症危機管理専門家(IDES)養成プログラムにおいて、平成27年に第1期生4名、平成28年度に第2期生5名の研修を開始した。第1期生4名については、平成28年度からWHO等の海外機関での研修を開始した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、平成27年度に第17期生として6名、平成28年度に第18期生として4名を採用した。また、平成27年度においては第16期生として4名が修了し、平成28年度においては第17期生として6名が修了した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの海外研究拠点での基礎的研究、実務研修等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を着実に実施した。平成27年度に8名、平成28年度に16名が実務研修を受講した。【文部科学省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 平成27年8月以降、感染症対策チーム支援委員会(5回(準備会合1回含む))、作業部会(全体会合:3回(準備会合1回含む))の他、班別会合(6回)開催等を通じ、課題検討を実施した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者に対し、導入研修 2回(平成28年2月、10月)、機能別研修3回(公衆衛生対応(平成28年7月)、診療・感染制御(同年9月)、ロジスティクス(平成29年1月))を実施した(5回、延べ136名)。【外務省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 感染症対応能力を有する自衛隊の医官等を育成するため、感染症専門医官養成コース、疫学専門医官養成コースの新設など研修の拡充等を実施した。(平成28年度は新設コース受講者2名のうち1名はWHO西太平洋地域事務局の感染症対応部署に派遣)【防衛省】【順調】</p> <p>○ 感染症対応部隊の隊員に係る国立感染症研究所での研修プログラムを開始した。(平成28年度)【防衛省】【順調】</p> <p>○ 感染症に係る外国軍の取組等について調査(仏、伊、英等)を実施した。(平成27、28年度)【防衛省】【順調】</p> <p>○ 防衛医科大学校の医学科学生を対象としたエボラ出血熱等に関する授業(PPE着脱の実習等を含む)や看護学科学生を対象とした感染症看護や国際看護に関する授業を実施した。【防衛省】【順調】</p> <p>○ 防衛医科大学校の専門研修医官等初動応急対処訓練において、専門研修2年目の専門研修医官に対し感染症の教育及び対処要領等に関する訓練を実施した。【防衛省】【順調】</p> <p>○ 看護師等の医官以外の専門職についても病院の第一種感染症指定医療機関の指定に向けた態勢整備の中で育成した。【防衛省】【順調】</p>	<p>○ IDES養成プログラムを継続し、人材育成に取り組んでいく。【厚生労働省】</p> <p>○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、原則として研修期間は2年間として、平成29年度に第19期生として3名を採用する予定である(ファシリテーターの数及び物理的な状況から連続した2期を合わせて10名が受入の上限)。また、平成29年度からは国際緊急援助隊・感染症対策チームへの参加について対応を準備している。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、J-GRIDにおけるアジア・アフリカの海外研究拠点での基礎的研究、実務研修等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を図る。【文部科学省】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 感染症対策チーム支援委員会、作業部会、班別会合等における課題検討を継続して実施する。【外務省】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者に対し、平成29年度は導入研修(2回程度)及び機能別研修(疫学、検査等)の実施を予定している。また、初年度の研修実施から得られた課題等を踏まえ、今後の研修を実施する。【外務省】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 感染症対応能力を有する自衛隊の医官等の育成を継続的に実施する。(平成29年度は新設コース受講者2名を予定)【防衛省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(3)国際感染症等対応人材の派遣</p> <p>○ 「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」派遣要員については、「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」の派遣の枠組みにより、感染症の発生・拡大時には速やかに派遣できるよう準備を進める。また、厚生労働省等において育成強化・情報集約の仕組みを早急に検討の上、その実施を図り、国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材(政策・技術人材)の派遣を促進する。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、JICAによる導入研修及び機能別研修のほか、感染症の流行を想定したシミュレーション訓練等を実施するとともに、チームが派遣される際の携行資機材を導入し、その保管、維持・管理、見直しを継続的に行うほか、WHOの持つ専門性やネットワークを十分活用することにより感染症に関する情報共有・意見交換を行いつつ、同チームの活動の安全、適切な活動内容の確保を図る。【外務省】</p> <p>○ 「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」への参加隊員が活動中に感染症に罹患した場合に、同人の健康被害を最小化し、その生命の安全を確保するために、本格的なチーム派遣の体制整備の完了の目標時期としている平成28年度第2四半期までに、我が国を含む安全な場所への搬送等のサービスを提供する民間企業との間の契約の締結を目指す。【外務省】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームが国際緊急援助活動を行うにあたり、民間アセットでは対応が困難な場合で、他の代替手段によることができない場合は、外務省と防衛省が協議し、当該活動を支援するため、厚生労働省、外務省等関係省庁と連携して、必要な人員又は資機材その他の物資の海外の地域への自衛隊による輸送を実施する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】</p>	<p>○ 平成28年7月、コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対し、国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣(17名)を実施した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 厚生労働大臣の強い指示で設置された「国際保健に関する懇談会」において、人材育成の在り方を検討し、平成28年5月に報告書を取りまとめた。【厚生労働省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 上記報告書を踏まえ、我が国の国際保健政策人材を戦略的に養成するため、当該人材の国際的組織への送出しや、国内組織での受入れを支援する司令塔機能を担う「グローバルヘルス人材戦略センター(仮称)」を設置するための経費を平成29年度当初予算に計上した。【厚生労働省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者に対し、導入研修 2回(平成28年2月、10月)、機能別研修3回(公衆衛生対応(平成28年7月)、診療・感染制御(同年9月)、ロジスティクス(平成29年1月))を実施した(5回、延べ136名)。【外務省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 平成28年3月にタイとの間で自然災害と感染症の流行を想定したシミュレーション訓練等に関するワークショップを実施した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 検査資機材を選定し、現在調達手続きを進めている。また、一部資機材の保管等について国立感染症研究所に協力を依頼、協議している。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO内に事務局が置かれている地球規模感染症に対する警戒と対応ネットワーク(GOARN)の枠組みの中で検討されている緊急対応チームの議論に、JDR事務局員及び国際緊急援助隊・感染症対策チームの登録隊員が参加し、貢献するとともに情報収集を実施した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成28年7月にコンゴ民主共和国の黄熱流行に対して国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣した際には、準備の段階からWHOと連携し、活動を実施した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成28年9月にJICAが緊急医療搬送サービスを提供する民間企業(メディカルアシスタンスサービス会社)との緊急移送に係る契約(3年間)を締結した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣に際し、必要な人員等の輸送が民間の能力を超える場合には自衛隊が有するアセットの活用を遅滞なく検討できるよう、平時から防衛省を始めとする関係省庁との情報共有を実施した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 国際緊急援助活動において必要となる人員又は資機材その他の物資を自衛隊機で海外地域へ輸送するための態勢維持を継続的に実施した。【防衛省】【順調】</p> <p>○ 本邦から海外地域への輸送に加え、現地での輸送を実施することを確認した。【防衛省】【順調】</p>	<p>○ 海外における大規模な感染症の流行・拡大時には速やかに感染症対策チームを派遣できるよう引き続き体制整備に努める。【外務省】</p> <p>○ 平成29年度中にグローバルヘルス人材戦略センター(仮称)を設置し、国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健政策人材の派遣を促進する。【厚生労働省】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者に対し、平成29年度は導入研修(2回程度)及び機能別研修(疫学、検査等)の実施を予定している。また、初年度の研修実施から得られた課題等を踏まえ、今後の研修を実施する。【外務省】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ タイとの間で平成29年中に、より感染症に焦点を充てた演習及び意見交換を実施すべく、調整していく。【外務省】</p> <p>○ 感染症対策チーム支援委員会、作業部会を通じて検査以外の活動分野における必要資機材を引き続き検討する。【外務省】</p> <p>○ GOARNにおける議論等、国際的な議論に引き続き参加する。【外務省】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チーム派遣の検討に際しではWHOとも緊密に連携をする。【外務省】</p> <p>○ 当該契約の継続を含め、隊員が罹患した場合のよりよい対応を検討していく。【外務省】</p> <p>○ 引き続き関係省庁と平時からの情報共有を実施し、国際緊急援助隊・感染症対策チームの体制整備の検討状況、他省庁における取組の状況等について随時情報共有し、いざという時に迅速に協議ができるよう日頃から緊密な連絡体制を構築していく。【外務省】</p> <p>○ 国際緊急援助活動において必要となる人員又は資機材その他の物資を自衛隊機で海外地域へ輸送するための態勢維持を継続的に実施していく。【防衛省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(4)国際感染症等対応人材のキャリアパス支援</p> <p>○ 国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材(政策・技術人材)について、キャリアパスを支援する観点から、厚生労働省等において、外務省や文部科学省などの関係省庁の協力も得て、派遣先となり得る国際機関や、国内の関係機関のポスト、求められる能力等の情報収集・提供、現状分析を継続的に行うとともに、それらの情報等を活用することにより、当該人材と国内関係機関とのマッチングを図る。【外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ 厚生労働大臣の強い指示で設置された「国際保健に関する懇談会」において、人材育成の在り方を検討し、平成28年5月に報告書を取りまとめた。【厚生労働省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 上記報告書を踏まえ、我が国の国際保健政策人材を戦略的に養成するため、当該人材の国際的組織への送出しや、国内組織での受入れを支援する司令塔機能を担う「グローバルヘルス人材戦略センター(仮称)」を設置するための経費を平成29年度当初予算に計上した。【厚生労働省】【順調】&lt;再掲&gt;</p>	<p>○ 平成29年度中にグローバルヘルス人材戦略センター(仮称)を設置し、キャリアパス支援を始め、国際保健人材の育成戦略を検討していく。【厚生労働省】</p>
<p>3. 感染症危機管理体制強化プロジェクト</p>		
<p>(1)BSL4施設を有する国立感染症研究所を中心とした危険性の高い病原体等の検査体制の強化及び予防・治療等に係る業務の推進</p> <p>○ 国立感染症研究所において、エボラ出血熱等の一類感染症に係る確定検査を行うことを基本として、その検査機能の強化及び予防・治療等に係る業務の推進を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 国内においてエボラ出血熱等の一類感染症等が発生した場合に備え、地方衛生研究所・検疫所において検体検査を迅速に行う体制を整備し、一類感染症等に係る全国的な検査体制の強化を図る。検査体制の強化に当たっては、標準作業手順書の作成・周知とそれを基にした研修を行い、また、地域ブロックごとにネットワークを構築しつつ、段階的に公的検査機関の体制強化を図る。【厚生労働省】</p>	<p>○ 国立感染症研究所においては、平成27年度中に村山庁舎がBSL4施設の指定を受けたことにより、地域とのリスクコミュニケーションを丁寧かつ慎重に図りつつ、引き続きBSL4施設が安全に運用できるよう村山庁舎全体の安全対策(施設、警備)を強化した。また、当該施設においてBSL3施設でも取り扱うことができる病原体を取り扱うことを通じて、安全な運用の実践を研鑽した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ ジカウイルス感染症に関して、全国の地方衛生研究所に検査体制を整備した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 「蚊媒感染症の診療ガイドライン(第4版)」を改訂した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き」を作成した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 全国の地方衛生研究所において、新型インフルエンザ発生時に適切な検査が実施できる体制を維持するため、国立感染症研究所においてトレーニングを定期的に行った。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ FETP-Jや研修会等を通じて、各地域の地方衛生研究所と国立感染症研究所とのネットワーク構築を図った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 国立感染症研究所においては、引き続き地域とのリスクコミュニケーションを図りつつ、BSL4施設で取り扱う必要がある病原体を取り扱う事態が発生した場合に備え、設備面・検査診断面において確実な準備体制を構築する。【厚生労働省】</p> <p>○ 必要に応じて、新たな診療ガイドライン等を作成する等、検査体制整備を進める。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、FETP-Jや研修会等を通じて、各地域の地方衛生研究所と国立感染症研究所とのネットワーク構築を図る。【厚生労働省】</p>
<p>(2)海外における感染症情報の収集・分析・評価・提供の強化</p> <p>○ 国立感染症研究所の情報収集・分析・評価機能を強化するため、WHO等の国際機関、米国CDC や他国公衆衛生機関、在外公館、国内外のメディア等からの必要な情報を一元的に集約・管理するとともに、判断・処理プログラム等を活用してこれらの情報を迅速かつ的確に分析・評価する体制を整備する。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 海外において発生した感染症について、発生国内の公衆衛生等に関する情報収集を強化するため、在外公館の医務官の感染症に係る専門的知識の習得を目的とした研修を国立感染症研究所等において開始する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 在外公館から報告された公電による情報を厚生労働省等関係省庁に速やかに共有するとともに、必要に応じて当該情報を厚生労働省から国立感染症研究所に共有した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成28年3月に13名の在外公館の医務官を「海外緊急展開チーム(ERT)」要員に指名し、同年4月、このうち4名が国立感染症研究所における平成28年度FETP-J初期導入研修に参加した。同研修の成果物の一つとして、在外邦人・邦人渡航者への対応に当たるための手順書「急性の感染症事例に対するリスク評価 在留邦人・邦人渡航者への対応」を作成した。【外務省】【順調】</p> <p>○ ERT要員の医務官には、感染症対策、災害犠牲者身元確認、被害者・同家族及び対応にあたる職員のマインドヘルス等、多岐に亘る対応が期待されることから、平成29年3月、医務官に求められる役割に資する研修を開催した。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 現在の取組を継続する。【外務省】</p> <p>○ 平成29年度においても、ERT要員の医務官3名が国立感染症研究所におけるFETP-J初期導入研修への参加を予定している。【外務省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
(2) 海外における感染症情報の収集・分析・評価・提供の強化	<p>○ 平成28年1月、外務省と厚生労働省との間で「感染症に関する情報の共有等について」の協力事項を確認した。これを踏まえ、感染症危険情報など感染症に関する海外安全情報を発出する際には厚生労働省及び国立感染症研究所等研究機関の助言を求めると、三者間の連携を強化している。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成27年度はアジア、中東等11か国1地域17都市において、平成28年度は中南米、アフリカ、アジア等8か国11都市において健康安全講話を実施した。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 厚生労働省及び国立感染症研究所と速やかな情報共有が可能な現在の体制を維持し、引き続き連携に努める。【外務省】</p> <p>○ 在外邦人のニーズを捉え、時宜を得た健康安全講話を実施する。【外務省】</p>
(3) 感染症に係る有識者群の確保及びリスクコミュニケーションの充実	<p>○ エボラ出血熱や今後の国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、それぞれ有識者を選定し、今後、国内対策や国際的な対応が必要となった場合に専門的な相談が迅速かつ円滑に行える体制を整備するとともに、これにより政府におけるリスクコミュニケーションの充実を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 今後も、国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、国内対策や国際的な対応が必要となった場合に関係省庁が連携して専門的な相談が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から、邦人搬送や人材育成等の事業執行を通じて専門家とのネットワーク化を進める。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>
<b>4. 感染症研究体制推進プロジェクト</b>		
(1) 感染症研究拠点の形成	<p>○ 平成28年11月に、国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議において、「長崎大学の高度安全実験施設(BSL4施設)整備に係る国の関与について」を決定し、長崎大学のBSL4施設整備計画事業化の地元自治体の協力合意に尽力するとともに、関係省庁において以下の取組を実施した。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】【順調】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度当初予算において、長崎大学のBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成に係る経費(約4億円。実施設計費を含む。)を計上した。</li> <li>・平成29年3月に、「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」を文部科学省に設置し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場からチェックする仕組みを構築した(同年3月に第1回会議を開催)。</li> </ul> <p>○ 平成28年3月に関係省庁、関係自治体及び大学等から構成される「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」を内閣官房に設置し、BSL4施設の活用方策等やBSL4施設の機能及び運営方法等の在り方について検討を行い、平成29年2月に「高度安全実験施設(BSL4施設)を中核とした感染症研究拠点の形成について」を取りまとめた。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 国立感染症研究所においては、村山庁舎のBSL4施設の管理運営体制の強化のみならず、試験検査に必要な設備機器等の整備及び適切な人員の配置を断続的に行ってきた。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 長崎大学が平成32年度を目途に稼働を目指すBSL4施設整備(平成29年度から実施設計を開始。)について、引き続き、その進捗状況を踏まえながら、文部科学省に設置した「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」において長崎大学の取組をチェックするとともに、世界最高水準の安全性を備えた施設の建設及び地元住民の更なる理解促進を含む地域との共生のために必要な支援を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>○ 長崎大学が整備を計画しているBSL4施設の設計・建設段階において、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」を継続的に開催し、計画の進捗状況を定期的に把握して、関係省庁間で必要な調整等を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>○ 国立感染症研究所においては、引き続き国内の感染症対策拠点となり得べく、感染症の研究発展に必要な設備機器及び人員の確保を行っていく。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文		平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
(2)危険性の高い病原体等の感染症関係の研究開発の推進	○「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)に基づき、一類感染症の病原体等に係る研究開発をはじめ、感染症関係の研究開発を、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)による基礎から実用化まで切れ目ない研究支援の下で着実に推進する。これにより、科学的根拠に基づく施策の推進を図るとともに、研究成果を治療薬・診断薬・ワクチンの開発等につなげるほか、国際共同研究等を推進し、大学等研究機関の人材育成を図る。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】	○「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、国内外の様々な感染症に関する疫学的調査及び基礎研究並びに基盤技術の開発等の研究開発を支援し、感染症対策の強化を推進するとともに、診断薬、治療薬及びワクチン等の創薬研究開発を一体的に推進した。(平成27年度61課題、平成28年度62課題)【厚生労働省】 【順調】 ○ J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの海外研究拠点(9か国9拠点)で、相手国機関と協力し、現地で蔓延する病原体に対する疫学研究、診断治療薬等の基礎的研究を着実に推進するとともに、海外研究拠点を活用する共同研究及び病原体ゲノムデータベースを活用する共同研究を推進した。(平成27年度4課題、平成28年度4課題)【文部科学省】 【順調】 ○ SATREPSにおいて、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、ウイルス感染症の簡易診断キットの作成などアジア等の開発途上国と感染症分野等の地球規模課題の解決につながる医療分野の国際共同研究を着実に推進した。(平成27年度12課題、平成28年度14課題)【文部科学省】 【順調】 ○ 文部科学省に設置された「感染症研究の今後の在り方に関する検討会」において、感染症研究や感染症人材の育成の在り方について検討を行い、平成28年7月に報告書を取りまとめた。本報告書を踏まえ、一類感染症の病原体等に関する創薬シーズの標的探索研究等を行う「感染症研究革新イニシアティブ(J-PRIDE)」を平成29年度当初予算に計上した。【文部科学省】 【順調】	○「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、国内外の感染症に関する基礎研究及び基盤技術の開発から、診断法・治療法・予防法の開発等の実用化研究まで、感染症対策に資する研究開発を切れ目なく推進する。【厚生労働省】  ○ J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの海外研究拠点で、疫学研究、診断治療薬等の基礎的研究を推進する。【文部科学省】  ○ SATREPSにおいて、アジア等の開発途上国と感染症分野等の地球規模課題の解決につながる医療分野の国際共同研究を推進する。【文部科学省】  ○ 平成29年度に開始する「感染症研究革新イニシアティブ(J-PRIDE)」において、一類感染症の病原体等に係る基礎的研究を推進する。【文部科学省】
<b>5. 感染症国内対処能力強化プロジェクト</b>			
(1)薬剤耐性(AMR)対策の推進	○ 薬剤耐性(AMR)に関する対策の総合的な推進を図るため、推進チームの下に、昨年12月、「薬剤耐性に関する検討調整会議」を設置・開催した。同会議において、ワンヘルスの視点に基づき、医療、畜水産、食品安全等の分野にわたる横断的な取組の検討を進め、本年3月までに、我が国としての「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」を策定し、薬剤耐性(AMR)対策の強化を図る。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】	○「薬剤耐性(AMR)に関する検討調整会議」等での検討を経て、平成28年4月5日に開催した「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において、薬剤耐性対策に関する今後5年間の包括的な国家行動計画として「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」を決定し、これに基づき、AMR対策の強化を図った。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】 【順調】<再掲>	○「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」のフォローアップを適切に実施する。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(1) 薬剤耐性(AMR)対策の推進</p> <p>○ 国立感染症研究所において、薬剤耐性菌等による院内感染症に関するサーベイランス(JANIS)や病原体解析の体制強化を行うとともに、国立研究開発法人国立国際医療研究センター(NCGM)等と連携して、我が国の薬剤耐性菌対策に係る感染症制御機能を包括的に担える体制を構築する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 我が国の「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」の目標の1つとして適切な感染予防・管理の実践を掲げており、その実現のための取組としてJANIS機能を強化するとともに、地域連携ネットワーク等を用いて院内感染対策を支援した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 国立感染症研究所に「薬剤耐性研究センター」、NCGMに「薬剤耐性(AMR)臨床リファレンスセンター」を設置するために必要な経費を平成29年度当初予算に計上した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ また、AMEDにおいて、AMRゲノムデータベースの強化、AMRサーベイランス体制の拡充(JANIS国際展開、JANISデータを利用した医療機関地域連携体制支援システム(RICSS)の構築支援を含む)等、総合的なAMR対策に資する研究開発の支援を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ JANIS機能の強化、地域連携ネットワークを用いた支援を引き続き推進していく。【厚生労働省】</p> <p>○ 国立感染症研究所に設置される「薬剤耐性研究センター」による薬剤耐性に関する包括的シンクタンク機能、NCGMに設置される「薬剤耐性(AMR)臨床リファレンスセンター」による臨床疫学事業、情報・教育支援事業を推進していく。【厚生労働省】</p> <p>○ また、引き続き、AMRゲノムデータベースの強化、AMRサーベイランス体制の拡充等の他、AMRの国内外における動向把握に資する研究、検査・診断法の開発、新規抗菌薬開発等、薬剤耐性(AMR)対策アクションプランに基づいたAMR対策に資する研究開発の推進を行う。【厚生労働省】</p>
<p>(2) -1 検疫所及び地方自治体の体制・機能の強化</p> <p>○ 検疫所において、諸外国における感染症の発生や訪日外国人旅行者の増加に対応するため、人的体制を整備するとともに、感染症の疑いのある者の待機室(陰圧室)、空調等の設備、発熱者を発見するためのサーモグラフィー等の機器の整備を計画的に進めることにより、必要な検疫機能の強化を図る。また、地方自治体・保健所・地方衛生研究所においても、人材育成等を通じて機能の強化を図る。【厚生労働省】</p>	<p>○ 下記の取組を実施し、検疫体制の強化を行った。【厚生労働省】【順調】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行者の増加等に対応した検疫体制の強化を図るため、検疫所職員の増員を行った。</li> </ul> <p>&lt;増員の状況&gt;</p> <p>平成27年度: 検疫所職員52人(うち平成27年7月緊急増員: 28人)</p> <p>平成28年度: 検疫所職員62人(うち平成28年9月緊急増員: 21人)</p> <p>平成29年度: 検疫所職員63人(当初予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検疫所から医療機関への搬送開始までの間の感染拡大防止や人権に配慮した有症者待機室の整備を進めた(平成28年度第二次補正予算 349百万円)。</li> <li>・平成29年度当初予算において、患者搬送車両や、アイソレータ付き車椅子などの感染拡大防止のための設備等を整備するために必要な経費(46百万円)を計上した。</li> </ul>	<p>○ 訪日外国人旅行者の増加等に対応するため、感染症の発生状況を踏まえ、水際対策に必要な物的・人的体制の整備を引き続き推進する。【厚生労働省】</p>
<p>(2) -2 感染症指定医療機関の体制・機能の強化</p> <p>○ 国内における感染症発生時に適切な対応を行うため、一類及び二類に対する感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を行うとともに、第一種感染症指定医療機関が未整備の県の解消を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 特定感染症指定医療機関について、エボラ出血熱の患者に対する海外での医療機関の対応も踏まえ、エボラ出血熱等の重症患者に対する集中治療が行えるよう設備の充実を計画的に進め、その機能の強化を図る。【厚生労働省】</p>	<p>○ 感染症指定医療機関の運営に対する補助を行った。【厚生労働省】【おおむね順調】</p> <p>○ 第一種感染症指定医療機関が未整備の県の解消を図った。(平成27年度…青森県、宮崎県、鹿児島県 平成28年度…香川県、愛媛県)【厚生労働省】【おおむね順調】</p> <p>○ 平成29年4月1日に秋田県の未整備の解消を図った。【厚生労働省】【おおむね順調】</p> <p>○ 特定感染症指定医療機関における集中治療に必要な設備整備に係る補助を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を行うとともに、第一種感染症指定医療機関が未整備の県(宮城県、石川県)の解消を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、特定感染症指定医療機関における集中治療に必要な設備整備を進める。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針	
(2)－2感染症指定医療機関の体制・機能の強化	<p>○ 特定感染症指定医療機関の一つである国立研究開発法人国立国際医療研究センター(NCGM)について、抗微生物薬の適正使用等医療分野における薬剤耐性(AMR)対策の推進のために必要な体制を整備するとともに、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群(MERS)等の流行時に国内医療機関等の要請に基づき、当該センターの職員を専門家として派遣する臨床感染症対応派遣サービス(Infectious diseases Response Service (IRS))について、継続的に対応できる体制を整備する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 平成29年度当初予算において、薬剤耐性に関する臨床情報を集約し、医療従事者等に向けたオンラインでの情報や研修機会を提供する機能を担う「薬剤耐性(AMR)臨床リファレンスセンター」をNCGMに設置するために必要な経費を計上した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ NCGMにおいて、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群(MERS)等の流行時に国内医療機関等の要請に基づき、当該センターの職員を専門家として派遣する臨床感染症対応派遣サービス(Infectious diseases Response Service (IRS))を運営し、中等呼吸器症候群の疑似症の発生した医療機関に専門家を送るなどの活動を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、薬剤耐性対策の推進のために必要な体制整備を進める。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、NCGMにおいて、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群(MERS)等の流行時に国内医療機関等の要請に基づき、当該センターの職員を専門家として派遣する臨床感染症対応派遣サービス(Infectious diseases Response Service (IRS))を運営し、中等呼吸器症候群の疑似症の発生した医療機関に専門家を送るなどの活動を行う。【厚生労働省】</p>
(2)－3自衛隊における感染症対応能力向上のための体制の整備	<p>○ 自己完結的な治療の実施及び専門的人材の臨床教育の場として、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院において、早期に第一種感染症指定医療機関の指定を受けることを目指すと同時に、防衛医科大学校及び自衛隊中央病院等において感染症事案に対応するための態勢の充実を図る。【防衛省】</p>	<p>○ 自衛隊中央病院において、第一種感染症指定医療機関の指定に向けた対応を実施し、平成29年4月1日に指定を受けた。【防衛省】【順調】</p> <p>○ 平成30年度を目標とした防衛医科大学校病院における第一種感染症指定医療機関の指定に向けた人員・施設整備等に取り組んだ。(平成27、28年度)【防衛省】【順調】</p> <p>○ 防衛医科大学校病院に「医療安全・感染対策部」を新設した。(平成28年度)【防衛省】【順調】</p> <p>○ 防衛医学研究センターに「広域感染症疫学・制御研究部門」を新設した。(平成28年度)【防衛省】【順調】</p> <p>○ 部隊活動に必要な感染防護対策の科学的基盤を提供するため、防衛医科大学校の防衛医学先端研究において、感染防護対策に関する研究を開始した。(平成28年度～)【防衛省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、平成30年度を目標とした防衛医科大学校病院における第一種感染症指定医療機関の指定に向けた対応への取組を継続する。【防衛省】</p> <p>○ 防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院における感染症医療能力の維持・向上を図る。【防衛省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針	
IV. 各分野別施策について			
1. 国際協力の推進			
(1)－1WHOのIHRの履行確保・強化、GORANの基盤強化の支援	<p>○ WHOの国際保健規則(IHR)の開発途上国による履行を支援することは、将来の公衆衛生危機の発生が流行に転じることを防止する観点から必要不可欠であるため、我が国として、引き続き、WHO等への支援の推進を通じて、IHRの開発途上国による履行確保・強化を促す。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ GOARNIについて、感染症危機の発生時に迅速な対応を行えるよう、WHOにおける「感染症対策事業」への支援の推進を通じて、平時から、その派遣前トレーニングの実施体制や連絡体制を強化する。【厚生労働省】</p>	<p>○ G7の枠組みでG7エルマウサミット以降、IHR強化を継続的に議論した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成27年12月、G7全体でIHR履行強化への支援を行う76か国を決定した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成28年6月、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」に、76か国にIHR履行強化への支援を行う旨を明記した。【外務省】【順調】</p> <p>○ IHR履行強化に関しては、合同外部評価(JEE)にJICAが専門家を派遣した。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、改正IHR実施支援事業及び緊急対応に係る人的貢献の基盤強化等事業を支援した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、感染症対策事業を支援した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ IHR履行強化について、G7の76か国支援の枠組みで引き続き積極的に協力を行っていく。【外務省】</p> <p>○ 日本の支援対象国の拡大を検討する。【外務省】</p> <p>○ JEEへの日本人専門家派遣を積極的に行うとともに、各国の国家計画策定に関する支援も行う。【外務省】</p> <p>○ IHRの履行確保・強化を推進していく。【厚生労働省】</p> <p>○ 感染症対策事業を推進していく。【厚生労働省】</p>
(1)－2国際通貨基金(IMF)による大規模災害抑止・救済基金への対応	<p>○ 国際通貨基金(IMF)は、災害発生から2年以内に返済期限を迎える当該加盟国のIMFに対する債務の支払いに充てるため、IMF「大規模災害防止・救済基金」(CCR基金:The Catastrophe Containment and Relief (CCR) Trust) を通じて即時に無償資金を提供しており、我が国として、当該基金の取組に対する貢献を行う。【財務省】</p>	<p>○ 日本は、平成28年10月の国際通貨金融委員会(IMFC)において、CCR基金に2000万ドルの資金貢献を行うことを表明した。過去に日本が参加したIMFの債務救済に係る多国間イニシアティブが終了したことに伴い、CCR基金に移転することとした日本の持ち分1270万ドルに加え、平成28年度予算から7億2000万円(600万ドル相当)をCCR基金に拠出した。また、平成29年度当初予算において残額となる1億4300万円(130万ドル相当)を計上した。IMFにおいては、これまで、エボラ出血熱拡大により大きな被害を受けた3か国(ギニア、リベリア、シエラレオネ)に対し、CCR基金から合計約1億ドルの債務救済を実施した。【財務省】【順調】</p>	<p>○ 理事会等を通じてCCR基金の取組に参画し、感染症の蔓延による国際的な緊急事態の防止に貢献する。【財務省】</p>
(1)－3UNDP、UNICEF、UNFPA等実施機関との協力及び政策対話	<p>○ 国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(UNICEF)及び国連人口基金(UNFPA)について、それぞれ日・UNDP戦略対話、日・UNICEF政策協議及び日・UNFPA政策協議等の機会を捉え、保健分野における今後の連携協力を強化するための情報収集や意見交換を行う。【外務省】</p>	<p>○ UNFPAについては28年4月、UNICEF及びUNDPについては同年7月に実質的な協議を実施し、より効果・効率的な協力の在り方について議論した。【外務省】【おおむね順調】</p>	<p>○ 引き続き、UNFPA、UNICEF及びUNDPとの協議を継続し、途上国における途上国が抱える保健課題解決に向け、効率的な連携を深める。【外務省】</p>
(2)－1開発協力を活用した保健システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進	<p>○ 開発途上国が抱える課題は多様であり、各国の経済状況や前提となる保健システムの状況も様々である中で、相手国の自助努力を支援し、自立的発展に向けた協力を行うことも重要であることから、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナー(疾患別の取組を行う国際機関を含む。)や民間との連携の可能性にも留意しつつ、迅速かつ柔軟に運用する。【外務省、財務省】</p> <p>○ 各国における保健システム強化策の実施段階に応じた分野ごとの専門家を派遣しての直接支援や人材育成を図るとともに、日本の知見の積極的な発信を行う。【厚生労働省】</p>	<p>○ 保健システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進のための開発協力について、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、協力を実施した。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、UHC達成支援事業を支援し、専門家派遣により日本の経験を踏まえた保健サービスの質の向上に係る知見や技術を提供した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 今後も、保健システム強化、UHCの推進のための開発協力について、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、協力を実施していく。【外務省】</p> <p>○ UHC達成支援事業を推進していく。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針	
<p>(2)－1開発協力を活用した保健システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進</p>	<p>○ グローバルファンドをはじめとした国際機関等や他のドナーとの連携を通じ、開発途上国の保健システム強化を推進する。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 世界健康安全保障アジェンダ(GHSA)の枠組みを通じたものを含めIHRの履行に資する支援を行う。また、これまで我が国が支援してきた野口記念医学研究所の体制の整備及び人材の育成等を通じ、開発途上国におけるIHRの徹底を支援する。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 日本政府と世界銀行とのUHC共同研究の成果を踏まえ、世界銀行の日本信託基金を通じて、世界銀行によるUHCに資する活動への支援を推進する。【財務省】</p>	<p>○ 国際保健分野のマルチの援助協調枠組である国際保健パートナーシップ・プラス(IHP+: International Health Partnership Plus)が、UHCを2030年までに達成することを目指す「IHP+ for UHC2030」(略称:UHC2030)として拡大・強化され、日本がその主導的役割を果たした。平成28年度補正予算は上記取組支援のために約2.1億円(1.7百万ドル)を拠出した。【外務省】【順調】</p> <p>○ グローバルファンドにおいては、2017-2022年戦略において、強靱かつ持続可能な保健システムの構築が4つの柱の一つとして掲げられ、今後のグローバルファンド支援案件は、これを踏まえ形成されることとなった。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、UHC達成支援事業を支援し、専門家派遣により日本の経験を踏まえた保健サービスの質の向上に係る知見や技術を提供した。【厚生労働省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 「平和と健康のための基本方針」に基づき、他ドナーなどと連携して保健システム強化を検討・実施した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成27年12月、G7の枠組みで、GHSAを通じたものを含むIHR履行強化76カ国を決定した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成28年6月、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」に、76カ国にIHR履行強化への支援を行う旨を明記した。【外務省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 平成28年より野口記念医学研究所を通じての感染症対策ネットワーク構築や人材育成等を通して、IHRの取組を支援した。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、新興・再興感染症対策強化事業や緊急対応強化事業、UHC達成支援事業を支援した。【厚生労働省】【順調】&lt;一部再掲&gt;</p> <p>○ 日本は、これまで世界銀行の日本信託基金を活用して、フィリピン・エジプト等に対してUHC推進に係る政策提言等の支援を展開した。また、平成28年8月のTICAD VIIにおいて、世界銀行等と共同でアフリカにおけるUHC推進のための政策枠組み「UHC in Africa」を策定・公表した。こうしたUHCに係る支援を更に広げるべく、①アジア・アフリカ等の10のパイロット国における国レベルでのUHC推進に向けた支援、②国レベルで得られた知見の世界・地域レベルでの普及促進活動、を内容とする「日-世銀UHC共同イニシアティブ」について平成29年1月に世界銀行と合意した。【財務省】【順調】</p>	<p>○ UHC2030において、関係各国・機関と協力してUHCの取組に積極的に関与していく。【外務省】</p> <p>○ UHC達成支援事業を推進していく。【厚生労働省】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ IHR履行強化について、G7の76カ国支援の枠組みで引き続き積極的に協力を行っていく。【外務省】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 日本の支援対象国の拡大を検討する。【外務省】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ 野口記念医学研究所を通じての感染症対策ネットワーク構築や人材育成等を通して、IHRの取組の支援を継続する。【外務省】</p> <p>○ 新興・再興感染症対策強化事業、緊急対応強化事業、UHC達成支援事業を推進していく。【厚生労働省】&lt;一部再掲&gt;</p> <p>○ 「日-世銀UHC共同イニシアティブ」の一環として、同イニシアティブにおける活動成果や途上国によるUHC推進の進捗状況をフォローするための「UHCフォーラム2017」を、平成29年12月に世界銀行・WHO等とともに東京で開催する予定である。【財務省】</p>
<p>(2)－2感染症発生後の緊急支援及び保健システム回復支援</p>	<p>○ 感染症発生時の緊急無償資金協力及び緊急援助物資の供与、国際機関への資金・物資の供与、専門家の派遣等人的支援により、被災国の緊急対応支援、人材育成・医療品供与・保健情報システム構築等を行い、感染症拡大により機能不全に陥った保健システムの回復及び保健システム強化により次の感染症の発生・拡大を防ぐ。【外務省】</p>	<p>○ コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対し、国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣(17名)を実施した。(平成28年7月)【外務省】【順調】&lt;再掲&gt;</p> <p>○ ジカウィルス感染症被害(平成28年2月)、黄熱流行(平成28年7月)、シリア国内におけるワクチン接種キャンペーン支援(平成28年8月)に対して、緊急無償資金協力を実施した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 海外において大規模な感染症が発生した場合に、事案ごとに相手国政府及び国際機関からの要請、被害状況、ニーズ、二国間関係、他国及び国際機関の動向等を総合的に勘案し、緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力を実施する。【外務省】</p>	

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針	
<b>2. 国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研究体制の整備</b>			
(1) 国立感染症研究所の検査体制等の整備	○ 国立感染症研究所において、BSL4施設の厳格な管理体制を確立し、安全で開かれた透明性のある施設運営を図るために地元自治会、学識経験者、地元自治体・消防、保健所、国立感染症研究所、厚生労働省等から構成される連絡協議会を定期的に開催する等により、積極的な情報開示や地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4施設における検査、治療、予防等に係る業務を安全かつ安定的に実施できる状況を整備する。【厚生労働省】	○ 連絡協議会を開催する等、情報開示を積極的に行い、地域とのコミュニケーションを推進した。また、施設周辺の安全対策等を実施し、安全かつ安定的に業務ができる状況を整備した。【厚生労働省】【順調】	○ 引き続き、連絡協議会を開催する等、地域とのコミュニケーションを推進していく。【厚生労働省】
(2) 我が国におけるBSL4施設の在り方の更なる検討	○ 我が国におけるBSL4施設の設置・整備については、「感染症危機管理体制強化プロジェクト」及び「感染症研究体制推進プロジェクト」による推進のほか、地域的なバランス等に配慮した更なるBSL4施設の整備の必要性や各施設の機能分担・連携等について検討を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】	○ 更なるBSL4施設の整備の必要性や各施設の機能分担・連携等の検討に向けて、「感染症危機管理体制強化プロジェクト」及び「感染症研究体制推進プロジェクト」におけるBSL4施設の設置・整備等に係る取組を推進した。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】【順調】	○ 我が国のBSL4施設の設置・整備状況等を踏まえ、更なるBSL4施設の整備の必要性や各施設の機能分担・連携等について検討を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】
<b>3. 国際社会において活躍する我が国の感染症対策に係る人的基盤の充実</b>			
	○ 平成27年4月から開設した感染症危機管理専門家(IDES)養成プログラムにより、毎年約5名を目安に感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等、総合的な知識・能力を持った感染症危機管理の専門家を継続的に育成する。【厚生労働省】  ○ 感染症の流行・集団発生時に迅速・的確にその実態把握及び原因究明に当たり、かつ平常時には質の高い感染症サーベイランス体制の維持・改善に貢献できる実地疫学専門家を国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース(FETP-J)において継続的に育成する。【厚生労働省】	○ IDES養成プログラムについて、平成27年に第1期生4名、平成28年度に第2期生5名の研修を開始した。【厚生労働省】【順調】  ○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、平成27年度に第17期生として6名、平成28年度に第18期生として4名を採用した。また、平成27年度においては第16期生として4名が修了し、平成28年度においては第17期生として6名が修了した。【厚生労働省】【順調】	○ IDES養成プログラムを継続し、IDES養成プログラム修了者を感染症危機管理専門家として登録することや、JICAの国際緊急援助隊・感染症対策チームに順次登録すること等を通じ、人材育成に取り組んでいく。【厚生労働省】  ○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、原則として研修期間は2年間として、平成29年度に第19期生として3名を採用する予定である(ファシリテーターの数及び物理的な状況から連続した2期を合わせて10名が受入の上限)。また、平成29年度からは国際緊急援助隊・感染症対策チームへの参加について対応を準備している。【厚生労働省】
<b>4. 国内における感染症防止対策及び在外邦人の安全対策の強化</b>			
(1) 国内の感染症情報の国民への情報提供の推進	○ 国内の感染症情報について、一類感染症等の感染が確認された場合の対応を含め、メディアやソーシャルネットワーキングサービスを活用するなど、情報提供のツールを多様化させるとともに、メールマガジンの対象拡大を行う等により、多様なライフスタイルの国民に対応した効果的な提供を推進する。【厚生労働省】	○ メールマガジンについては、読者に対するアンケートの実施等により内容の充実を図り、読者数が27年度当初から28年度末にかけて約3,500人増加した。また、SNS等を用いて、感染症の流行状況等の感染症情報を発信した。【厚生労働省】【順調】	○ 国民への効果的な情報提供を推進するため、 ・啓発キャンペーンの企画 ・WEBサイトの改善 ・メルマガ・SNS等を用いた感染症情報の配信を必要に応じて実施する。【厚生労働省】
(2) 検疫所等関係機関の対処能力の向上及び国内で感染(疑いを含む)が確認された場合の対応の確保	○ 「感染症国内対処能力強化プロジェクト」における「国内関係機関の体制等の強化」に加え、以下により関係機関の対処能力の向上を図る。 ① 検疫所において、関係機関と連携したエボラ出血熱患者の搬送訓練等の感染症措置訓練、検査に関する最新の知見・検査技術を習得する検査技術研修等を毎年度実施する。【厚生労働省】  ② 国立感染症研究所において、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群(MERS)の国内症例が複数の自治体で発生した場合等に備え、実地疫学専門家養成コース(FETP-J)を活用し、積極的疫学調査(接触者調査を含む)が適切に実施できるようにする。【厚生労働省】	○ 以下の取組を実施し、検疫所の対処能力の向上を図った。【厚生労働省】【順調】 ・全国各地の検疫所において、関係機関と連携しエボラ出血熱患者の搬送訓練等の感染症措置訓練を実施した。 ・感染症検査技術研修会やベクター等検査技術研修会等を開催した。  ○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、平成27年度は4自治体、平成28年度は9自治体からの協力依頼を受けて、実地疫学調査を実施した。【厚生労働省】【順調】	○ 検疫所における感染症措置訓練の実施や、検査技術研修等の開催を引き続き行っていく。【厚生労働省】  ○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、引き続き自治体より実地疫学調査の協力依頼が寄せられた場合は可能な限り対応していく。なお、平成29年度からは海外の事例についてもFETP-Jの派遣を準備している。【厚生労働省】

基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(2) 検疫所等関係機関の対応能力の向上及び国内で感染(疑いを含む)が確認された場合の対応の確保</p> <p>③ 地方自治体及び感染症指定医療機関等において、関係機関間で連携したエボラ出血熱等の患者の搬送訓練等感染症発生時等の対応訓練及び研修会等を継続的に実施する。【厚生労働省】</p> <p>④ 警察において、関係機関が一体となって行う対策や訓練に積極的に参画するほか、感染防護資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練や必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行う。【警察庁】</p> <p>⑤ 消防庁において、各消防機関に対し、全ての傷病者に対して標準感染予防策を徹底するとともに、感染症が疑われる傷病者に接した場合の消防機関における基本的対応について、周知徹底する。また、感染症患者の移送について、保健所等の体制が十分に整っていない地域における消防機関と保健所等との連携体制の構築に向けた取組を促進する。【消防庁】</p> <p>⑥ 国土交通省において、検疫所等が実施する訓練等に参加するとともに、エボラ出血熱の疑い事案も含め国際的に脅威となる感染症が発生した場合には、国民に対する情報提供、検体及び患者の搬送時の所管関係事業者との調整等、必要な協力を行うなど、感染症の発生状況に応じて適切に対応する。【国土交通省】</p> <p>⑦ 環境省において、医療機関等から排出される感染性廃棄物の処理マニュアルについて、関係団体等と連携して見直しに向けた調査・検討を行うとともに、同マニュアルに基づく感染性廃棄物の処理の徹底を図る。また、現状で把握されている課題等を踏まえた同マニュアルの改訂を平成28年度に行う。【環境省】</p>	<p>○ 感染症指定医療機関において、一類感染症等に備えた研修会を実施した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 国や自治体において、新型インフルエンザ等に関する発生を想定した対応訓練に向けた企画・調整・実施・評価を随時実施した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 平成27年度及び28年度、新型インフルエンザ等対策政府全体訓練と連携した「警察庁新型インフルエンザ等対策訓練」を実施し、関係職員に対し対処要領の説明を行い基本的対応の周知徹底を図るとともに、内閣官房主催による「平成28年度新型インフルエンザ初動対処訓練」に参加した。また、都道府県警察においても、自治体等の関係機関と連携した感染症対策訓練を実施した。【警察庁】【順調】</p> <p>○ 感染症患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力の現状に関する調査を実施した。協力体制が整っていない都道府県に対して、取組を行うよう依頼した。【消防庁】【おおむね順調】</p> <p>○ エボラ出血熱類似事案発生を念頭に、これまで関係府省庁と取り決めたエボラ出血熱発生時の基本的な対応について、関係部局に確認を指示した。関係部局は、基本的な対応の確認を行っている。【国土交通省】【順調】</p> <p>○ 関係団体とともに調整を行い、平成28年度に「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を改訂し、関係団体への周知を行った。【環境省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、一類感染症等の臨床的対応についての知見を収集し、研修会等を通じて周知を図るとともに、国や自治体において新型インフルエンザ等に関する発生を想定した対応訓練に向けた企画・調整・実施・評価を随時実施する。【厚生労働省】</p> <p>○ 今後も、関係機関が一体となって行う対策や訓練に積極的に参画するほか、感染症防護資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練や必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行う。【警察庁】</p> <p>○ 感染症患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力の現状に関する調査、及び感染症対策用資器材の備蓄状況に関する現況調査を実施する。【消防庁】</p> <p>○ 関係職員の対応能力保持のため、定期的に基本的な対応の確認を実施する。【国土交通省】</p> <p>○ 引き続き、必要に応じて関係団体に対して、新マニュアルの周知・フォローアップ等を実施する。【環境省】</p>
<p>(3) ウィルス性出血熱に対する行政機関等における対応指針の整備</p>	<p>○ 「ウィルス性出血熱の行政対応の手引き」等を作成し、医療関係団体等の協力も得て、行政機関(検疫所、地方自治体・保健所・地方衛生研究所)等におけるより迅速で適切な対応を促す。【厚生労働省】</p>	<p>○ 平成28年度に「ウィルス性出血熱の行政対応の手引き」を取りまとめ、関係機関への周知を行った。【厚生労働省】【順調】</p>
<p>(4) 在外邦人に対する海外で発生している感染症に関する適時適切な情報提供及び注意喚起の徹底</p>	<p>○ 外務省において、海外で発生している感染症に関し、当該感染症の発生状況に応じて海外安全ホームページで危険・広域・スポット情報を発出し、在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】</p> <p>○ 在外公館において、管轄域内で発生している感染症に関し、当局及び関係機関等から情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、ホームページや領事メール等を通じて在留邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】</p>	<p>○ 平成27年度はジカウイルス感染症に関する感染症危険情報を発出(平成28年2月)した他、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群(MERS)等に関する感染症広域・スポット情報を随時発出・更新した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 平成28年度はジカウイルス感染症の他、クリミア・コンゴ出血熱、デング熱、黄熱、鳥インフルエンザA(H7N9)等に関する感染症広域・スポット情報を随時発出・更新した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 在外公館の医務官及び領事担当官が中心となり、現地当局及び関係機関等から管轄域内で発生している感染症等に関し情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、各館ホームページや領事メール等を通じて管轄地に居住している在留邦人に向けて適時適切な情報提供・注意喚起を行った。【外務省】【順調】</p>

	基本計画中の該当項目・本文	平成27年度・28年度における取組状況	今後の取組方針
(4)在外邦人に対する海外で発生している感染症に関する適時適切な情報提供及び注意喚起の徹底	<p>○ 外務省及び厚生労働省は在外公館を通じて入手した情報とIHRの枠組みにより入手した情報を相互に緊密に共有・連携し、それぞれ在外邦人の安全対策及び国内における感染症防止対策に活用する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 在外公館から報告を受けた感染症関連情報を厚生労働省を始めとする関係省庁と共有している。また、厚生労働省から提供があったIHR情報は、関係在外公館と共有するなど、相互に緊密な連絡体制をとっており、在外邦人の安全対策に活用している。【外務省】【順調】</p> <p>○ 外務省、厚生労働省が連携することで、在外公館を通じて入手した情報とIHRの枠組みにより入手した情報の共有を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 現在の取組を継続する。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、情報共有を行う。【厚生労働省】</p>
(5)在外邦人感染時の緊急搬送等在外邦人の安全確保のための対策の強化	<p>○ 在外邦人が万一感染した場合に、現地での治療、第三国又は我が国への緊急搬送等の対応に関し、医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案して在外邦人が最善の治療を受けられるように、関係省庁の協力の下、在外公館における支援体制を整備する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案した結果、第三国または我が国への緊急搬送を行うことが最善と判断された場合、民間の関連企業や他国の迅速な協力・支援が得られるように、在外公館を通じて平素より、感染症に対応可能な民間航空会社・危機管理会社や各国の感染症対応に関する情報収集を行い、協力関係の構築に努める。また、チャーター機や他の代替手段がない場合の自衛隊輸送機の活用を検討を含め、あらゆる手段を講じて在外邦人の安全を確保するため、関係省庁の連携及び対応手順等の整備を含めた対策を強化する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】</p>	<p>○ 平成28年3月、13名の外務省の医務官をERT要員に追加し、感染症危機発生時に支援にあたる体制を整備した。【外務省】【おおむね順調】</p> <p>○ 邦人感染者を第三国に緊急搬送する場合に備え、エボラ危機対応の経験がある欧米の病院を対象に邦人の受け入れ可能性を打診するとともに、関係当局に協力を要請している。また、邦人の搬送手段に関し、欧米各国のアセットを利用する可能性についても調査している。【外務省】【おおむね順調】</p> <p>○ 新たな感染症危機の発生に備えるべく、在外公館において、現地医療機関等から情報収集を行い、関係構築を行っている。また、WHO等現地で活動する国際機関及び国際NGOとも継続的な関係構築を行っている。【外務省】【おおむね順調】</p> <p>○ フランス、ギニアでの現地調査を行い、エボラ流行当時の状況及び対応について聴取・確認し、今後の事業の参考とした。(平成28年度)【内閣官房】【順調】</p> <p>○ フランスでの現地調査を行い、エボラ出血熱流行当時の状況及び対応について聴取・確認するとともに、感染症患者の航空搬送を任務とするイタリア空軍の部隊を今後の事業の参考とするため調査した。(平成28年度)【防衛省】【順調】</p>	<p>○ 邦人感染時の本省及び現地における支援体制(外務省の医務官の活用を含む。)をさらに強化する。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、民間チャーター機の利用可能性を追求していく。【外務省】</p> <p>○ 自衛隊輸送機による邦人搬送に備え、NCGMと協力し、機内での治療等に必要となる医療機器等資機材の準備を行う。【外務省】</p> <p>○ チャーター機や他の代替手段がない場合の自衛隊輸送機による第三国又は本邦への搬送に必要な最新の医学的動向などを踏まえた上で、患者及び搬送を行う医療従事者等の安全及び感染防護の観点から関係省庁の協力の在り方を含む関係者間で共有すべきガイダンス(対応要領)の策定を行う。【内閣官房・外務省・厚生労働省・防衛省】</p>